介護医療院

介護給付費算定に係る体制等に関する届出確認表

【令和６年(2024 年)４月１日改定分】

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 | 事業所名称 |
|  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　書類作成者名　　　　：

連絡先電話番号　　 ：

加算・減算について

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項 目 添 付 書 類

チェック欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認項目　　　　　　　　　●　添付が必要な書類です

|  |
| --- |
|[ ]  ●　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 |
|[ ]  ●　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
|[ ]  高齢者虐待防止措置実施の有無　【新設】＊令和６年４月中の適用はありませんが、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、４月１日から以下の基準を満たせるように整備してください。（虐待の防止）＊国の基準（参考）第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |
|[ ]  業務継続計画策定の有無【新設】＊令和６年４月中の適用はありませんが、基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。なお、経過措置として、令和７年３月31 日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ　、速やかに作成してください。 |
|[ ]  リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出【新設】添付書類なし |
|[ ]  認知症専門ケア加算【要件変更】●　認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2）●　認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護指導者養成研修修了証の写し＊認知症専門ケア加算を算定している場合、認知症チームケア推進加算は算定できません。 |
|[ ]  認知症チームケア推進加算【新設】●　認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙40）＊「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」をご確認ください。＊「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Ｖｏｌ.２）」をご確認ください。 |
|[ ]  科学的介護推進体制加算【要件変更】●　（令和6年4月でLIFEの登録を申請する場合のみ）LIFEの登録が分かるもの（例：事業所番号が記載されたLIFEの画面コピー　等）＊「ＬＩＦＥへの登録」を「あり」として届出してください。＊改定された「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。 |
|[ ]  高齢者施設等感染対策向上加算【新設】●　高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35） |
|[ ]  生産性向上推進体制加算【新設】●　生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）＊「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。 |
|[ ]  口腔連携強化加算【新設】●　口腔連携強化加算に関する届出書（別紙 11）●　歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類（委託契約書・覚書等） |

　※改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。